

京都市上下水道局告示第10号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成20年5月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市左京区岩倉忠在地町26番地

大晃設備

大久保 晃

2 変更事項（営業所の変更）

京都市左京区岩倉中在地町129番地4から京都市左京区岩倉忠在地町26番地に変更

（上下水道局下水道部管理課）